

EU拡大とユーロ

海外調査部欧州課

本レポートは、2002年10月25日にジェトロ海外調査部欧州課が主催した研究会において慶應義塾大学経済学部の嘉治佐保子教授にEU加盟候補国がユーロに参加する可能性と、安定・成長協定（Stability and Growth Pact）につき解説をお願いし、取りまとめたものである。

・EU加盟候補国がユーロに参加する可能性

新規加盟国は、EU加盟と同時に経済通貨同盟（EMU）に参加し、所定の基準を満たすと自動的にユーロに参加することとなる。逆に、ユーロに参加しない場合には加盟交渉時等に特段の申し出が必要となる。

1. 条約上の扱い

EU加盟国としては「オプトアウト」(opt-out: 申し出による適用免除)をしない限り、(1)ユーロを採用した加盟国、(2)適用除外を受けた加盟国の2つの可能性のみがある。そのうち、上記(2)は、共通通貨に参加するための基準を満たしていないため、欧州中央銀行制度（ESCB: European System of Central banks）内の権利と義務から除外さ

れている加盟国を指す（原文：Members States with a derogation under Article 122 of the EC Treaty）。

一方、加盟候補国には「opt-out」は与えられておらず、移行期間や特別措置は一切許されない。また、これまでのところ交渉が行われた候補国から移行期間や特別措置のリクエストもないことから、上記(1)か(2)の可能性しかない。

加盟候補国はEU加盟と同時にEMUに参加すると書かれている（原文：will participate in EMU from the date of their accession）。それは単一市場の「アキ(acquis、注)」の採用を前提として、ユーロは採用しなくとも、EUの一部となることを意味する。その中でも特に、「加盟交渉項目」第4章の資本の自由移動に関する「acquis」は、現加盟国と同様に採用されなければならない。

加盟と同時にユーロを採用できない理由として、「European Economy, Enlargement Paper」では、(1)加盟する前に財政状況の維持可能性について評価することが条約で義務付けられ、(2)ユーロを採用するためには、少なくとも2年間、為替相場メカニズム(ERM: Exchange Rate Mechanism)に参加する必要がある点が挙げられる。EU加盟前にERMに参加することは不可能であることから、EUに加盟しなければERMに入れず、ERMに入らなければユーロは採用できない。ERM参加の条件が満たされなければ、候補国がユーロ参加の必要条件を満たすかどうかを決定することはできないことを意味する。

EMUに関する「acquis」は(1)加盟以前に法律として適用されなければならないものと、(2)加盟後に満たせばよいものの2つに分類される。(1)の事項として、公的部門の直接金融を禁止、公的部門が金融機関に優先的アクセスを持つことの禁止、中央銀行の独立性の3点が挙げられ、それぞれ密接に関連している。

「公的部門の直接金融を禁止」

EUの機関や欧州中央銀行(ECB)、加盟国中銀が、直接に公的機関に信用を提供しない、政府から直接国債等を購入しないといった内容である。財政の規律を保ち、中銀の独立性確保がその規定理由。

「公的部門が金融機関に優先的アクセスを持つことを禁止」

その理由として、直接金融禁止(上記)の補完が挙げられる。公的機関へのファイナンスが民間より優先権が与えられるのは望ましくない。本事項を満たすことによって資本移動の自由が補強され、市場経済原理の歪みも防ぐことが可能となる。

「中央銀行の独立性」

加盟国中央銀行は、物価の安定を明示的目標として掲げなければならず、いかなる外部組織も中銀の決定に影響を与えてはいけない

といった内容を指す。

なお、上記(2)の「加盟後に満たすべきERMに関する「acquis」のうち、加盟後に満たせば良い点として、為替レート政策、経済政策、加盟国との経済政策・協調、安定・成長協定およびESCBの規定の遵守が挙げられている。

2. 加盟交渉における進捗状況

加盟交渉項目11章の「EMU」に関する加盟交渉は、すべての加盟候補国と交渉が終了し、いずれも暫定的に終了(provisionary closed)している。その終了時期はそれぞれ、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニアが99年後半、マルタ、ラトビア、スロバキア、リトアニアが2000年後半と2001年前半、ブルガリアは2002年3月、ルーマニアは2002年5月である。

3. 通貨体制：(別添 参照)

新規加盟国の通貨体制に関しては、別添に注釈とともにとりまとめている。

4. 経済状況

(1)「マクロ経済変数」(別添 参照)

2004年5月に加盟予定の新規加盟10ヶ国及びトルコ、ルーマニア、ブルガリアの主要経済指標で特筆すべきは、まずポーランドの人口の多さである。その他、新規加盟10ヶ国をみると、チェコ、ハンガリーを除いて人口の少ない国がほとんどである。また、一人あたりGDPにも特徴があり、キプロスやスロベニア、マルタが目を引く。チェコ、ハンガリー、スロバキアの一人あたりGDPが高いのは順当であるが、2004年5月からの新規加盟とならなかった3カ国であるブルガリア、トルコ、ルーマニアは最下位に位置している点が指摘できる。また、EU平均に対する一人あたりGDPの割合は、各新規加盟国の数値は軒並み低い。

さらに、農業が総付加価値に占める割合や農業従事者が全労働者に占める割合も特徴的である。かつてポーランドでは3割程度が農業従事者と言われていたが、本表では19.2%となっている。また新規加盟、10カ国の中では農業従事者の割合が20%を超えている所はない。

インフレ率が高いのは、新規加盟国の中、スロバキア、スロベニア、ハンガリーである。逆にインフレ率が低いのはリトアニア、キプロス、マルタ、ラトビア等である。

失業率は、統計が正確であることを前提に考察すると、現EU加盟国よりもパフォーマンスが良い新規加盟国が多々ある。例えばキプロスの4%、ハンガリー、スロベニアの5.7%といった失業率が低い。

対GDP比一般政府支出に関しては、現加盟国よりも優良な数値も散見される一方、マルタは日本並みに大きい。なお、非新規加盟国候補、トルコの一般財政支出は大きい。

貿易収支では、EUに対する輸出入が全輸出入に占める割合が大きい点が特徴である。輸出入ともEUの占める割合が40%を切る国はない。これだけ相互依存関係が強ければ、他の理由や経緯があるにせよ、新規加盟国が通貨価値を安定させ、EU加盟を希望する点も理解できる。また、外国直接投資のGDP比率を見ると、例えばチェコ、エストニアの数値が高い点が注意を引く。

(2) ユーロ参加に関する「acquis」の達成状況：(別添 参照)

別添 は、欧州委員会が2002年10月に発表した「Regular Reports for each Candidate Countries」から新規加盟10カ国のユーロ参加に関する「acquis」の達成状況を抽出したものの。特に、第4章の資本移動に関する自由化と、第11章のEUに関する部分を取り上げて要約した。

その中で、ハンガリーの項目で記載されて

いる兌換性がある(コンバーティブル)とは、誰が、いつ、いかなる理由であっても、ハンガリー通貨を制限なく交換できる、との意味である。なお、兌換性には「経常取引に関する兌換性」と「資本取引に関する兌換性」の2種類がある。日本を含め、通常は経常取引に関する兌換性を最初に取得し、その後、資本取引に関する兌換性を取得する国が多い。よって、財やサービス購入のためにその国の通貨と外貨を交換することは可能だが、財やサービス取引を伴わず、投資のみが理由の場合には交換ができない場合は「経常取引に関する兌換性」のみあり、「資本取引に関する兌換性」はないと言える。

本レポートで使用されている「almost」や「largely」といった用語は、レポート作成時に統一された上で記載されているかは未確認である。よって、単純に横並びで厳密に比較ができない可能性がある。なお、本稿では、「almost」と「largely」をそれぞれ、「ほぼ」と「おおむね」と訳している。新規加盟10カ国を比較すると、加盟候補国も現加盟国同様、比較的所得が高い大国の取り組みは遅々としており、一般的に小国はEU加盟に向け自由化や中央銀行に関する法律整備に不断の努力をしている点が特徴として指摘される。

・安定・成長協定(Stability and Growth Pact)

1. 協定の内容

97年6月のアムステルダム欧州理事会で合意した。マーストリヒト条約で定められた過剰財政赤字是正手続き(第104c条)の実質的な適用を図るために制定された理事会規則は3つの規則から成り立っている。

(1) 第1の規則(全加盟国に適用)：中期的に財政均衡ないし黒字を達成するという目標を設定し、いかなる逸脱であれ早期に発見し、是正するという早期警戒システムを規定。欧州委員会は年に2回(3月1日お

よび9月1日までに、加盟国が提出するデータに基づいて各国の財政状況を評価する。第三段階参加国には「安定プログラム」、非参加国には「収斂プログラム」の提出をそれぞれ毎年義務付けている。

- (2) 第2の規則：過剰な財政赤字を解消できない加盟国に対する制裁措置のスケジュールとその詳細を記載。制裁措置はユーロ参加国のみ適用され、赤字が収斂基準の3%を超えた度合いに応じてGDPの0.2%から0.5%までの制裁措置が科される。年率2%以上のマイナス成長は深刻な景気後退とし、基準値の超過を例外的とみなす。2%未満の減少でも弁明の権利はあるが、減少率が0.75%より小さい（ゼロに近い）時にはこの権利も行使できない。当初は無利子の預託金という形をとり、2年たっても状況が是正されない場合には罰金に切り替えられる。

毎年提出される安定プログラムに示された数字を元に、欧州委が過剰財政赤字の危険を報告すると、理事会は、過剰財政赤字が存在するか否かを3ヵ月以内に決定し、決定と同時に4ヵ月の期限を付して是正措置を取るよう勧告する。4ヵ月経過しても有効な是正措置が取られない場合には、ただちにこれを公表し、さらに1ヵ月以内に警告を与え、それでも対象国が行動をおこさなければ、おそくともその2ヵ月後までに欧州共同体条約第104c条第11項の制裁措置を発動する。つまり、過剰赤字の疑いありとする欧州委員会の報告から、遅くとも10ヵ月以内に制裁措置まで辿り着くことになる。また、この協定を定めた当初は、このような深刻な状況が現実に発生すると想定されていなかった。

2. 「協定は事実上死んだ」のか？

2002年6月のセブリアEU首脳会議では、すべての加盟国（15カ国）が遅くとも2004年までに国家予算を均衡させるというコミット

メントにサインした（但し条件つき）。9月には委員会がこの期限を2006年に延ばすと発表すると同時に、景気変動に依存しない構造的支出を毎年削減することにコミットするよう提言した。国家財政に関する各国状況等は以下のとおり。

(1) ポルトガル

2001年の財政赤字GDP比が4.1%だったが、社会党から中道右派の政党への政権交代で明らかにされた。2002年10月16日に欧州委が正式に過剰財政赤字は正手続き（excessive deficit procedure）を始動。

(2) フランス

10月8日のユーロ圏財務相会議で、仏のメール財務相は財政赤字を削減するというコミットメントを守らないと次のとおり宣言した。「フランスは、軍事支出を増やすといった優先事項が他にあると決定した。ほかの国はこのような決定を下してはいないが、我々はまだ予算に関する政策や政治的決定は、国家に主権がある欧州に住んでいる。」We have decided there were other priorities in France - for instance increasing military spending. Other countries have not taken this kind of decision, but we are still in a Europe where budgetary policy and political decisions are still under national control." 具体的には、フランスは2003年の財政支出を0.5%カットすることを他の財務相から要求されたが、これを拒否。その結果、他の11カ国から非難され、委員会から2003年予算を変更するように要求される可能性が決まった。

(3) ドイツ

10月14日：アイヒェル財務相が2003年度予算の赤字を埋めるために140億ユーロ分の増税と支出削減を発表。経済成長率の予想が2.5%から1.5%に下方修正されたことも影響。

10月16日：同相が2002年度財政赤字はGDP比3%以下にとどまることができないと思う、とテレビで発言。

(下記、1月8日、21日部分はジェットロ欧州課が別途追記)

2003年1月8日：欧州委は、2002年のドイツの財政赤字がユーロ圏の財政規律が定める上限を突破したと正式に認定し、赤字は正手続きの発動をEU財務相理事会に勧告。

同年1月21日：EU財務相理事会は、独仏両国に対し財政赤字の削減を求める文書を採用。

(4) イタリア

9月19日：トレモンティ財務相が議会で2002年度の赤字GDP比は2%未満になると発言。これは9月上旬に欧州委に届けた1.1%より高い数字。9月30日：2003年度予算が議会通過。55億ユーロの所得減税(低所得層むけ)、20億ユーロの企業減税。これを相殺するための赤字削減額は200億ユーロ、そのうち80億ユーロが支出削減、80億ユーロが脱税者の支払う罰金、40億ユーロが不動産証券化からくる。これにより2003年度財政赤字GDP比は1.5%に減る(2002年度は2.1%、2001年度は2.2%)が、2004年度に財政均衡は事実上無理ということが明らかである。2003年度成長率を2.3%と仮定の上、算出されているが、実際の成長率は低調が予想される。

(5) その他、欧州委員会関係者による発言

10月15日：パスカル・ラミー通商担当委員「機会があれば、協定はもっとインテリジェントで荒っぽくないものに変えなければいけない。既に10年経過しており、改革が必要である。」と発言。” We have to, when the opportune moment arises, replace it (the pact) with something more intelligent, less rough. The pact is 10 years old and has to be modernized.”

10月17日：プロディ欧州委委員長「安定協定は馬鹿げている、すべての硬直的な決定同様に馬鹿げている。」と発言。“ I know very well that the stability pact is stupid, like all decisions which are rigid.” 「馬鹿げている」との文言が一人歩きしたが、同委員長は出身国であるイタリア方式で議論をかきたてているとの報道が一部あった。また、「人々が陰で言っていることを公に言っているだけで、はっきりと問題がどこにあるかを前面に出し、変えるべきものは変えていかなければならないというスタンスである」と発言。

なお、予想財政赤字GDP比は、オーストリアが0.1%、ベルギーが0.2%、スペインが0.2%、イタリアが2%未満、フランスが2.6%、ポルトガルが2.8%、ドイツは3%を超える。その他の加盟国は黒字ないし均衡が予想されている。一方、ユーロ圏の経済成長率を見ると、欧州委の予測では2002年全体で1%未満、2002年後半では0.2~0.5%、2003年では2%未満とされている。過去、経済成長率は99年度2.6%、2000年度3.4%と好況にあったのが、2001年では1.5%に下がり、2002年はさらに低成長と考えられている。

・まとめ

中央銀行関係者を中心に、財政赤字をGDP比3%以内とする安定・成長協定は変更されるべきではないと主張されている。協定の明確な基準は一般のEU市民にとり、財政が健全か否かを理解しやすく、ユーロの信用を維持するため象徴的に重要だと考えられている。さらに協定は各国が署名したものであり拘束力が強い。また、「不況のときに財政支出を増やすべき」との発言に対し、99年や2000年といった好況時に、無駄な支出を行わず財政均衡を目指していれば、問題は発生しなかったはずだ、との欧州中央銀行を中心とした中央銀行側の反論もある。

その一方、経済学者を中心に構造的支出と

Report 4

景気変動に伴う支出の分離や、単に単年度の収支差ではなく、支出や収入の内容が問われない点に問題があるとの指摘もある。また、景気後退時に財政出動ができないのは問題であると意見が出されている。併せて、財政出動を選挙公約に掲げた政治家、欧州委の上層部を中心に安定・成長協定の規定の見直し論がおきている。

「安定・成長協定は事実上死んだ」と言われつつある理由は、好況時に財政引締めを行わなかったために現在、財政赤字が膨らんでいるとの中央銀行側の反論にもかかわらず、欧州委関係者から、上記のような発言が飛び

出しているためである。

パスカル・ラミー通商担当委員の「協定が作られた10年前と経済状況は変化し、ユーロも導入されたため、見直しが必要である」との議論やGDP比3%以内の財政赤字といった基準を順守するあまり、マクロ経済が破綻をきたしては無意味との意見もあるが、今日の金融市場に混乱をきたさず、協定やその規定内容の変更を行うことは困難と言える。

(まとめ：堀 元子)

(注) 欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体

< 参考文献 >

The Economist September 14th 2002, After the Chaos, A survey of finance in Central Europe

EBRD (1999) Transition Report

EBRD (2002) Transition Report update, May

European Commission (2002a), European Economy, Enlargement Papers, January

European Commission (2002b),

Enlargement Negotiation, Chapters,

Chapter 11 --- Economic and Monetary Union, <http://europa.eu.int>

European Commission (2002c), Regular reports for each candidate country, October

European Commission (2002d), Towards the Enlarged Union, Strategy Paper and

Report of the European Commission on the progress towards accession by each of the candidate countries

Financial Times, various issues

後藤健二 (2001) 「欧州通貨統合は何を克服したのか」大蔵財務協会

.....

別添

	国名	通貨体制	注 釈
1	ブルガリア	currency board with euro	ユーロに対するブルガリア通貨価値を固定。変動幅はなし。香港ドルの米ドル固定相場と同様のシステム。
2	チェコ	managed float	変動相場制を採用しつつ、介入を続け、大きな為替変動を避ける。
3	キプロス	peg to euro with wide band and soft inner band	ユーロに対してペグ。許容される上下変動幅がある。
4	エストニア	currency board with euro	ユーロに通貨をペグ。
5	ハンガリー	crawling peg	ユーロに対する公的レート（中心レート）を設定しつつ、必要に応じてそのレートをシフトさせる。
6	ラトビア	peg to Special Drawing Rights (SDR)	SDR（＝特別引出権）。IMFにおいて存在する英・独・仏・日・米通貨のバスケット通貨で、紙の上でしか存在していない計算単位。
7	リトアニア	currency board with euro	2002年2月以降、ユーロにペグ。（ジェット口調べ）
8	マルタ	currency board with trade-weighted basket	ある種のバスケット通貨に対するカレンシーボード。
9	ポーランド	float	完全変動相場制。
10	ルーマニア	Managed float with dollar as main reference	主にドルに対して通貨価値を安定を狙う管理フロート制。基本的にはフロートだが、大きな変動を避けて介入を続ける制度。
11	スロバキア	Managed float with euro as main reference	主にユーロに対して通貨価値を安定を狙う管理フロート制。
12	スロベニア	Managed float with euro as main reference	主にユーロに対して通貨価値を安定を狙う管理フロート制。
13	トルコ	float	完全変動相場制。

（注）英語名称のアルファベット順で表記。

出所：Regular Reports for Each Candidate Country, October 2002

CANDIDATE COUNTRIES MAIN STATISTICAL INDICATORS (2001)

	Area	Population	Density	GDP in PPS (Purchasing Power Standards) (1)(2)			GDP % Change	Agriculture	
	1000 km ²	Million inhabitants	Inhabitants /km ²	Billion €	GDP per capita €	GDP per capita % of EU average	%	% gross added value	% employment
Bulgaria	111	7.9	71	51.5	6,500	28	4.0	13.8	26.7
Cyprus	9	0.8	82	14.1	18,500	80	4.0	3.9	4.9
Czech Rep.	79	10.2	130	136.0	13,300	57	3.3	4.2	4.6
Estonia	45	1.4	30	13.4	9,800	42	5.0	5.8	7.1
Hungary	93	10.2	110	121.3	11,900	51	3.8	4.3(4)	6.1
Latvia	65	2.4	36	18.1	7,700	33	7.7	4.7	15.1
Lithuania	65	3.5	53	30.3	8,700	38	5.9	7.0	16.5
Malta	0.3	0.4	1,250	4.6(3)	11,700(3)	55(3)	0.8	2.4	2.2
Poland	313	38.6	124	355.5	9,200	40	1.1	3.4	19.2
Romania	238	22.4	94	132.2	5,900	25	5.3	14.6	44.4
Slovakia	49	5.4	110	59.7	11,100	48	3.3	4.6	6.3
Slovenia	20	2.0	98	31.9	16,000	69	3.0	3.1	9.9
Turkey	775	68.6	89	356.8	5,200	22	7.4	12.1	35.4

Sources : Eurostat from national sources.

(1) The method for calculating GDP in P.P.S. has been adjusted since last year's reports.

Data are therefore not comparable.

(2) For the elaboration of GDP per capita, data related to global population are coming from national accounts, they may differ from demographic statistics.

(3) 1999

(4) 2000

CANDIDATE COUNTRIES MAIN STATISTICAL INDICATORS (2001)

	Inflation rate	Unemployment rate	General Government Budget	External Trade				Current Account	Foreign Direct Investment	
	Annual Average	% labour force(5)	Balance in % of GDP	Trade balance exports/imports in %	Exports to EU in % of total exports	Imports from EU in % total imports	Blance of EU with the countries (Mio €)	Blance in % of GDP	Stock in € per capita (1) (2)	Net inflow in % of GDP (2)
Bulgaria	7.4	19.9	1.7	76.3	54.8	49.4	380	6.0	272	5.1
Cyprus	2.0	4.0	3.0(4)	13.0	49.0	55.5	1,670	4.5	/	1.8
Czech Rep.	4.5	8.0	5.5	91.6	68.9	61.8	2,376	4.7	2,284	8.7
Estonia	5.6	12.4	0.4	77.0	69.4	56.5	19	6.1	2,084	9.7
Hungary	9.1	5.7	4.1	90.5	74.3	57.8	481	2.2	1,790(3)	4.7
Latvia	2.5	13.1	1.6	57.1	61.2	52.6	466	9.7	970	2.3
Lithuania	1.3	16.5	1.9	72.1	47.8	44.0	773	4.8	720	3.7
Malta	2.5	6.5	7.0	71.8	41.3	63.6	1,304	4.8	/	8.8
Poland	5.3	18.4	3.9	71.8	69.2	61.4	8,976	4.1	952	3.2
Romania	34.5	6.6	3.4	73.0	67.8	57.3	967	5.9	245	2.8(3)
Slovakia	10.8(3)	19.4	5.6	85.5	59.9	49.8	264	8.8	521	6.3
Slovenia	8.6	5.7	2.5	91.2	62.2	67.7	1,819	0.4	1,527	1.9
Turkey	57.6	8.5	28.7	75.8	51.6	44.6	67	2.3	/	2.2

Sources : Eurostat from national sources.

(1) Figures have been calculated using the population figures from National Accounts, which may differ from those used in demographic statistics.

(2) Blance of payments data.

(3) 2000

(4) Estimate

(5) Labour Force Survey Definition

.....

別添

ユーロ参加に関する「acquis」達成状況

< キプロス >

2002年7月、キプロス中央銀行法成立、中銀が直接政府に資金を提供することを禁止、中銀の独立性を保証。資本移動の自由化は進展が見られるが、継続して加盟前に完了させなければならない。非居住者による直接投資に関して、電力・旅行会社の分野で規制が残る。

< チェコ >

2002年3月、チェコ中央銀行法改正（5月発効）、中銀が直接政府に資金を提供することを禁止、中銀の独立性を保証。資本移動の自由化は、「acquis」に沿った自由化がほぼ（almost）完了。残る規制は、非居住者による不動産取得、航空会社への直接投資、機関投資家の資産選択における自由。

< エストニア >

エストニア中銀が直接政府に資金を提供することは既に禁止、中銀の独立性を保証するような法改正が未了。資本移動の自由化は、「acquis」にそった自由化がほぼ（almost）完了。残る規制は、非居住者による不動産取得、航空会社・証券業務への直接投資、海上を移動する船の所有に関する自由。

< ハンガリー >

中央銀行が直接政府に資金を提供することは既に禁止、2002年7月の法改正で中銀の独立性を保証。資本移動の自由化に必要な法的整備は僅かしか残っていない。2002年1月外為規制解除、通貨は完全にconvertible、直接投資に関する規制が残り、民営化に関する法律を改正し、特権を除くべし。EU加盟後5年間はsecondary residentsによる取得を制限しても良い、また農地の取得に関しては7年間制限しても良いというtransitional agreementを結んでいる、ただし少なくとも3年間継続してハンガリーに居住して農業を営んできたEU国籍所持者で、ハンガリーで独立農家になりたい者は例外。

< ラトビア >

中央銀行が直接政府に資金を提供することは2001年に禁止、2002年7月の法改正で中銀の独立性を保証する方向に動いている。資本移動の自由化は、「acquis」に沿った自由化がほぼ（almost）完了。残る規制は、証券業務を行なうもの国籍と言語、非居住者による不動産取得、機関投資家の資産選択における自由。

< リトアニア >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも進展なし。資本移動の自由化は、法律はおおむね（largely）「acquis」に沿ったものになっているが、マネーロンダリングの面での法整備は不十分。残る規制は、非居住者が農地を取得すること（憲法で制限）、農地でない土地の取得認可、銀行・ロタリー部門への直接投資、機関投資家の資産選択における自由。

< マルタ >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも2002年7月の法改正で進展をみた。
資本移動の自由化は満足に進展しているが、不動産取得と認可プロセスに関して「acquis」に沿った法改正が必要。

< ポーランド >

中央銀行が直接政府に資金を提供することは既に禁止、1997月の法改正で中銀の独立性はほぼ保証されたが、改正が必要（改正のプロセスはポーランドで金融政策の適切性に関する議論が行なわれていることで複雑化している、既に中銀の独立性と逆行するような法案が提出されている）
資本移動の自由化に関して全体としては「acquis」に沿ったものが多くなっているが、航空会社、放送、電気通信、賭博、法的サービスの分野で直接投資規制が残る。
現在、議会で審議中の新外為法は、短期資本移動に関する規制をほとんどなくす目的。
機関投資家の資産選択における自由は規制が残る。

< スロバキア >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも既に完了。
資本移動の自由化は、「acquis」に沿った自由化がほぼ（almost）完了。
残る規制は、非居住者による不動産取得。

< スロベニア >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも2002年6月の法改正で保証。
資本移動の自由化は、「acquis」にそった自由化が完了にむかって進展している。
残る規制は、非居住者による不動産取得、機関投資家の資産選択における自由、直接投資（資産運用会社、賭博、資源開発、investigation services）。